

原議保存期間	10年(令和12年3月31日まで)
有効期間	二種(令和2年9月30日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙規発第10号、丙交企発第39号
丙交指発第4号、丙運発第5号
令和2年3月31日
警察庁交通局長

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた交通総量抑制対策の推進について」に基づく施策の実施停止について(通達)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)に向けた交通総量抑制対策については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた交通総量抑制対策の推進について」(令和2年1月31日付け警察庁丙規発第1号等)において、各都道府県警察において所要の対策を推進することとされているところであるが、この度、大会の延期が決定したことに伴い、別途指示があるまで同通達に基づく施策の実施を停止することとされたい。